

添付法令資料 1 :

モロッコにおける兵役の組織・構成に関する法律を施行する
1966年6月9日付王室政令第137-66号(目次)

- 第1編 総則(第1条～第5条)
- 第2編 調査－選抜－召集(第6条～第12条)
- 第3編 兵役活動中の被召集者の地位(第13条～第15条)
- 第4編 予備軍の兵役対象者の地位(第16条～第18条)
- 第5編 雑則(第19条)
- 第6編 経過規定(第20条)
- 第7編 罰則(第21条～第25条)
- 第8編 (無題)(第26条～第27条)

添付法令資料 2 :

韓国駐韓米軍基地移転に伴う平澤市等の支援等に関する特別法(目次)
2017年7月26日法律第14839号により一部改正 同日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第3条)
- 第2章 駐韓米軍施設事業の支援(第4条ないし第8条の2)
- 第3章 駐韓米軍基地移転特別会計(第9条ないし第13条)
- 第4章 平澤市に対する支援対策等(第14条ないし第31条)
- 第5章 周辺地域の支援等(第32条ないし第36条)
- 第6章 補則(第37条ないし第39条)
- 附則

添付法令資料 3 :

中国インターネット・ドメイン名管理弁法 (目次)

工業及び情報化部令第 43 号により 2017 年 8 月 24 日公布 同年 11 月 1 日施行

- 第 1 章 总则 (第 1 条至第 8 条)
- 第 2 章 域名管理 (第 9 条至第 22 条)
- 第 3 章 域名服务 (第 23 条至第 43 条)
- 第 4 章 监督检查 (第 44 条至第 48 条)
- 第 5 章 罚则 (第 49 条至第 54 条)
- 第 6 章 附则 (第 55 条至第 58 条)

添付法令資料 4 :

ナショナル・ペイメント・ゲートウェイに関する 2017 年 9 月 20 日付
インドネシア中央銀行理事会規定 No.19/10/PADG/2017 (目次)

同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営者とナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者との間の関係 (第 2 条及び第 3 条)
- 第 3 章 標準機構
 - 第 1 節 標準機構の決定申請 (第 4 条)
 - 第 2 節 標準機構の決定処理 (第 5 条ないし第 7 条)
 - 第 3 節 標準機構の職務遂行 (第 8 条ないし第 14 条)
- 第 4 章 スイッチング機構
 - 第 1 節 スイッチング機構の承認申請 (第 15 条及び第 16 条)
 - 第 2 節 スイッチング機構の承認処理 (第 17 条ないし第 20 条)
 - 第 3 節 スイッチング機構の職務遂行 (第 21 条ないし第 28 条)
- 第 5 章 サービス機構
 - 第 1 節 サービス機構の決定申請 (第 29 条)
 - 第 2 節 サービス機構の決定処理 (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 3 節 サービス機構の職務遂行 (第 33 条ないし第 37 条)
- 第 6 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) と関係する当事者 (第 38 条及び第 39 条)
- 第 7 章 ナショナル・ペイメント・ゲートウェイ (NPG) の運営

- 第1節 ナショナル・ブランディング（第40条ないし第44条）
- 第2節 価格スキーム（第45条）
- 第8章 報告（第46条ないし第51条）
- 第9章 監督（第52条及び第53条）
- 第10章 制裁賦課手続（第54条）
- 第11章 雑則（第55条）
- 第12章 終則（第56条ないし第58条）

添付法令資料5：

ベトナム旅行法（目次）

17.06.19 可決 法律第09/2017/QH14号／18.01.01 施行

- 第1章 総則（第1条ないし第9条）
- 第2章 旅行客（第10条ないし第14条）
- 第3章 旅行資源、旅行商品の発展及び旅行に関する規画
 - 第1目 旅行資源（第15条ないし第17条）
 - 第2目 旅行商品の発展（第18条及び第19条）
 - 第3目 旅行に関する規画（第20条ないし第22条）
- 第4章 旅行地及び旅行区（第23条ないし第29条）
- 第5章 旅行経営
 - 第1目 トラベル・サービス（第30条ないし第44条）
 - 第2目 旅行客の運送（第45条ないし第47条）
 - 第3目 旅行宿泊施設（第48条ないし第53条）
 - 第4目 その他の旅行サービス（第54条ないし第57条）
- 第6章 旅行ガイド（第58条ないし第66条）
- 第7章 旅行促進及び旅行発展サポート基金
 - 第1目 旅行促進（第67条ないし第69条）
 - 第2目 旅行発展サポート基金（第70条ないし第72条）
- 第8章 旅行に関する国家管理（第73条ないし第75条）
- 第9章 施行条項（第76条ないし第78条）